

佐賀県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年八月六日から平成二十二年九月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区	間		
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町里字正手一 二五番一地从先から	後	二八・五 二五・一	延長 メートル 五三三・〇
	伊万里市東山代町里字新田一 七七番五地先まで	後	二八・五 二五・一	延長 メートル 五三三・〇
	伊万里市東山代町里字正手一 二五番一地从先から	前	一四・七 七・二	延長 メートル 五三〇・〇
	伊万里市東山代町里字新田一 七七番五地先まで	前	一四・七 七・二	延長 メートル 五三〇・〇
伊万里市新天町字中井樋七六 九番六地先から	後	二一・六 七・五	延長 メートル 一一三・三	
	伊万里市新天町字中井樋七六 九番六地先から	前	二一・六 七・五	延長 メートル 一一三・三
伊万里市二里町大里字川宿甲 二八八三番一地从先まで	後	二〇・〇 六・七	延長 メートル 一一三・〇	
	伊万里市二里町大里字川宿甲 二八八三番一地从先まで	前	二〇・〇 六・七	延長 メートル 一一三・〇